

第7 児 童 福 祉

本市においては少子化が進行しており、令和7年度末の18歳以下の人口は11,172人で、令和3年度との比較では1,862人の減、年間新生児出生数は367人で、3年比較114人の減、直接出産にかかわるとされる15歳から49歳までの女性の年度末人口は13,799人で、3年度比較1,844人の減となっている。

このような環境のもと、将来の地域や社会の担い手を育成し、急激な少子化や人口減少の進行緩和を図るため、本市では、「酒田市こども計画（酒田市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、すべてのこども・若者、子育て世帯への支援の充実に努める。

幼児教育・保育サービスについては、三世代同居の減少や共働き世帯の増加、幼児教育・保育の無償化などの影響により、長時間利用可能な保育に対するニーズが高まっており、教育に対するニーズは年々減少傾向にある。また、3歳未満の低年齢児の保育所等入所や、小学校高学年の学童保育所利用などに対するニーズが増加してきており、人口の減少に比して保育サービス等の利用者数の減少は緩やかになっている。

また、子どもたちやその家庭の持つ課題については、貧困、児童虐待、発達など、しばしば複合的に立ち現れることが解っており従来の縦割りによる健康福祉業務のカテゴライズに収まらない事案が顕在化している。

健康福祉部としては、市民のニーズに対し、適切に乳幼児・学童の保育等の環境を整えるとともに、様々な子育ての課題に対しては、令和5年度に子育て世代包括支援センター、子ども・家庭総合支援室及び発達支援係を統合した「こども家庭センター りゅっと」を核として、組織横断的な対応や継続的な伴走型支援を展開※することで、課題解決に努めている。

※「こども家庭センター りゅっと」の活動内容

発達支援は79ページ、児童福祉分野の家事育児支援状況は109ページ、児童虐待防止に関する相談対応状況は110ページ、母子・父子自立支援状況は116ページ、母子保健事業は124ページに、それぞれ概要を記載。

表1 18歳以下人口および出生数等の推移

(1) 18歳以下人口及び15～49歳女性人口などの推移

(単位:人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
酒田市人口	98,182	96,777	95,031	93,102	91,487
3年度からの増減	0	△1,405	△3,151	△5,080	△6,695
対3年度比	100.0%	98.6%	96.8%	94.8%	93.2%
18歳以下人口	13,034	12,554	12,087	11,613	11,172
3年度からの増減	0	△480	△947	△1,421	△1,862
人口比	13.3%	13.0%	12.7%	12.5%	12.2%
15～49歳女性人口	15,643	15,215	14,619	14,174	13,799
3年度からの増減	0	△428	△1,024	△1,469	△1,844
人口比	15.9%	15.7%	15.4%	15.2%	15.1%

出典：住民基本台帳

(2) 出生数及び県合計特殊出生率の推移

(単位:人)

	3年	4年	5年	6年	7年	備考
15～49歳女性人口	15,643	15,215	14,619	14,174	13,799	年度末時点
3年度からの増減	0	△428	△1,024	△1,469	△1,844	
出生数	481	458	431	369	367	暦年集計
3年度からの増減	0	△23	△50	△112	△114	
県合計特殊出生率	1.32	1.32	1.22	1.17	—	山形県の値
3年度からの増減	0.00	0.00	△ 0.10	△ 0.15	—	

1. 幼児期の学校教育・保育の状況

(1) 施設の状況と対応 (表2参照)

本市では、法人が運営する認可保育所及び認定こども園、地域型保育事業を行う施設等の保育環境の整備や充実を図るため、園運営に対する支援を行っている。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律77号)に基づく認定こども園として、平成19年4月にアテネ乳幼児センターと木の実保育園、平成23年4月に酒田双葉託児園、平成24年4月に若草幼稚園ベビールームが認定を受けた。(その後、アテネ乳幼児センターと若草ベビールームは認定こども園を返上し、認可保育所となった。)

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が始まり、酒田市子ども・子育て支援事業計画「酒田っ子すくすくプラン」に基づいて、平成27年4月にあづまこども園、平成28年5月には子供の園を新たに認可保育所とした。また、本市の地域型保育事業として、平成27年4月に山形オレンジリー(現:オレンジリー山形第1保育園)の事業認可を行っている。

子ども・子育て支援新制度によって認定こども園への移行があり、平成27年4月に木の実こども園と酒田ふたば園、平成28年4月に広野保育園、平成29年4月に十坂保育園、上田保育園、アテネ幼稚園・アテネ乳幼児センター、若草幼稚園・若草ベビールーム、浄徳幼稚園が幼保連携型認定こども園へ、平成29年4月に酒田幼稚園と酒田第二幼稚園、平成31年4月に天真幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行した。

市立保育園については、行財政改革の一環として、平成18年4月に亀ヶ崎保育園、平成20年4月に北新橋保育園、平成22年4月に若浜保育園、平成24年4月に若宮保育園、平成26年4月に本楯保育園を社会福祉法人に移管した。

また、平成22年4月に松山総合支所管内の朝日園、ひばり園、みどり園を廃止し、松山保育園を開設、平成29年4月に檜橋保育園と仁助新田保育園を廃止し、平田保育園に統合、平成30年4月に市条保育園を廃止し八幡保育園に統合、令和3年4月に浜田保育園と若竹保育園を廃止し、みなと保育園を開設した。

さらに、少子化による市全体の保育量調整のため、令和8年3月末を以て松陵保育園を閉園し、みなと保育園に統合した。

（２）入所の状況と対応（表３、表４、表５、表６参照）

３歳以上の就学前児童の９割以上が、教育認定若しくは保育認定を受け、認定こども園や保育所等を利用している。

３歳未満児の入所割合は高まっているものの、出生数の減少により入所児数全体としては減少傾向にある。同様に、一時預かり保育の利用についても減少傾向にある。

認定こども園及び保育所等における利用定員については、今後も入所動向を注視し、酒田市こども計画（令和７～１１年度）に基づき、適正な管理を行っていく。

（３）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担（表９参照）

利用者負担については、国の基準より所得階層区分を細分化し、きめ細やかに市独自の負担軽減策を講じてきたほか、多子軽減についても国の基準を上回る軽減を行ってきた。

令和元年１０月に幼児教育・保育が無償となる国の制度がスタートし、これまで対象となっていなかった認可外保育所等の利用者負担についても軽減策が講じられるようになった。

また、国の無償化制度では対象とならない３号認定（０～２歳児）世帯についても、酒田市独自の基準（多子カウント時の第１子の年齢制限なし）により、多子軽減対象世帯を拡大している。

さらに、令和３年９月からは、山形県と連携して、国基準の第３所得階層区分及び第４所得階層区分に該当する３号認定世帯の保育料を無償に、令和７年度からは、国基準の第５所得階層区分に該当する３号認定世帯についても、保育料の一部軽減を行っている。

副食費についても、国の免除基準を上回る酒田市独自の基準（多子カウント時の第１子の年齢制限なし）により、第３子となる入所児の範囲を拡大して免除している。

このように、利用者負担の軽減に努めているが、同時に、認可保育所の利用者負担金及び副食費の滞納については、公正・平等の観点から、今後も適正な督促活動に努めていく。

（４）届出保育施設（認可外保育施設）

事業所が設置・運営している託児所が１か所（保育ルームきらきら）、保育園が３か所（あきほ保育園、ニチイキッズ酒田にいだ保育園、オレンジリー山形第２保育園）ある。また、令和５年度に２名、令和７年度に１名の方が居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を行っており、これらの施設等に対しては、適切な保育が行なわれるよう指導監督を行っている。

なお、庄内ヤクルト販売株式会社が設置・運営していた施設（夢っこルーム）は、入所児童数の減少により、令和８年３月３１日に閉園した。

（５）企業主導型保育施設（上記（４）の再掲）

国が直接関与して実施する企業主導型保育所として、平成２９年７月にニチイキッズ酒田にいだ保育園、令和元年１０月にオレンジリー山形第２保育園が開設された。

（６）病児・病後児保育、休日等保育の状況（表７、表８参照）

平成１６年から、平田保育園において病後児保育事業を実施していたが、平成２３年に病児にも対応可能なあきほ病児・病後児保育所を開設したことから、平田保育園の病後児保育事業は令和２年３月末で廃止した。

あきほ病児・病後児保育所では、平成３１年（令和元年）に定員を３人から９人に増員し、病児送迎サービスと受診付添サービスを開始した。さらに、令和６年からは利用登録

をオンライン化するなど、利便性の向上を図っている。

休日等保育については、令和３年に開所したみなと保育園において実施しており、休日等に保護者の就労等により保育を必要とする家庭を支援している。

（７）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

新たな通園給付として創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和８年４月に北平田保育園、広野保育園、酒田幼稚園、酒田第二幼稚園、アテネ認定こども園、オレンジリー山形第１保育園で開始した。

表２ 保育所の概要（認定こども園含む）

（R8.4.1 現在、単位：人、㎡）

区分	施設名	所在地	認可年月日	定員	建築年月日	構造	敷地面積	建物面積
	みなと保育園	亀ヶ崎六丁目１０番１号	令和３.４.１	140	令和３.３.11	木造一部鉄骨コンクリート	5,664.04	1,795.33
	八幡保育園	麓字上川原３５番地	昭和32.４.１	70	平成15.12.９	木造	8,666.76	1,281.37
	松山保育園	字山田２０番地の１	平成22.４.１	60	平成21.12.24	木造	6,553.74	1,250.41
	平田保育園	飛鳥字堂之後７５番地	昭和34.３.31	150	平成15.11.20	木造	6,465.53	1,249.34
法人 立	酒田報恩会保育園	栄町９番３０号	昭和23.８.17	60	平成27.３.20	鉄骨造	1,574.23	798.30
	東平田保育園	関字向１２６番地の２	昭和48.10.１	40	平成７.２.18	木造	5,585.91	630.51
	新堀保育園	木川字アラコウヤ３５番地	昭和48.10.１	50	平成３.12.28	木造	2,828.45	722.14
	浜中保育園	浜中字上村３８３番地の８	昭和48.10.１	30	昭和62.２.10	鉄筋コンクリート	2,909.26	771.62
	鳥海保育園	米島字棘田４８番地の２	昭和48.12.１	30	平成６.２.17	木造	1,800.00	497.12
	北平田保育園	漆曽根字千刈１０番地の２	昭和50.４.１	40	平成４.12.28	木造	2,575.80	538.80
	小鳩保育園	千石町一丁目５番４０号	昭和51.４.１	90	平成２.１.27	鉄筋コンクリート	1,098.04	790.49
	西荒瀬保育園	宮海字新林６６１番地	昭和52.４.１	90	平成16.３.15	木造	2,915.00	925.09
	黒森保育園	黒森字草刈谷地７７番地	昭和54.４.１	30	昭和54.４.１	木造	2,238.54	557.68
	中平田保育園	熊手島字道の上熊興野３５番地	昭和56.４.１	70	昭和55.11.25	木造	2,332.30	728.04
	宮野浦保育園	宮野浦三丁目１２番２３号	昭和57.４.１	50	昭和56.12.20	鉄筋コンクリート	2,420.54	747.44
	泉保育園	東泉町四丁目６番地の１	昭和58.４.１	60	平成26.３.28	鉄骨造	1,643.66	696.26
	亀ヶ崎保育園	亀ヶ崎三丁目１４番２９号	平成18.４.１	90	昭和59.２.６	鉄筋コンクリート	3,193.89	777.09
	北新橋保育園	北新橋一丁目７番地の１	平成20.４.１	90	昭和55.３.22	鉄筋コンクリート	1,884.45	690.84

区分	施設名	所在地	認可年月日	定員	建築年月日	構造	敷地面積	建物面積
法人立	若 浜 保 育 園	若浜町 2 1 番 1 5 号	平成22. 4. 1	70	昭和49. 5. 31	鉄筋コンクリート	2,690.12	728.16
	若 宮 保 育 園	若宮町一丁目 1 8 番 1 号	平成24. 4. 1	70	昭和53. 3. 16	鉄筋コンクリート	2,256.15	552.50
	本 楯 保 育 園	本楯字前田 6 5 番地の 1	平成26. 4. 1	60	昭和63. 2. 29	木 造	2,857.58	624.37
	あづま こども園	東町一丁目 2 0 番地の 9	平成27. 4. 1	40	平成19. 7. 1	鉄 骨 造	1,226.18	521.64
	子 供 の 園	中町一丁目 6 番 1 号	平成28. 5. 1	30	昭和57. 5. 1	鉄 骨 造	226.51	185.77
認定こども園	木 の 実 こども園	あきほ町 6 6 1 番地の 9	平成27. 4. 1	95 (15)	平成16. 9. 14	木 造	1,900.00	574.80
	酒 田 ふ た ば 園	日吉町一丁目 1 番 7 号	平成27. 4. 1	60 (0)	令和 4.12.26	鉄 骨 造	949.10	440.58
	広 野 保 育 園	広野中通 4 0 番地の 3	平成28. 4. 1	70 (15)	昭和52.11.30	鉄 骨 造	2,134.55	738.92
	う え だ こども園	上野曽根字上中割 4 9 番地	平成29. 4. 1	85 (25)	平成23. 4. 27	鉄 骨 造	2,170.18	631.98
	アテネ認定こども園	若原町 1 番 4 4 号	平成29. 4. 1	125 (15)	平成 8. 2. 27	木 造	5,909.37	971.99
	十 坂 こども園	十里塚字村東山 1 5 7 番地	平成29. 4. 1	150 (25)	令和 6. 3. 26	木 造	7,901.16	1,172.66
	若草幼稚園・ 若草ベビールーム	日吉町一丁目 4 番 3 4 号 北新町一丁目 1 番 5 8 号	平成29. 4. 1	130 (18)	平成19. 7. 1	鉄筋コンクリート	3,382.42	1,418.36
	浄徳幼稚園・ じょうとく保育園	みずほ二丁目 2 番 4 号 大町 8 番 3 3 号	平成29. 4. 1	145 (35)	平成 4. 3. 17 平成29. 2. 27	鉄筋コンクリート ・木造	4,290.26	1,681.63
	酒 田 幼 稚 園	寿町 1 番 8 0 号	平成29. 4. 1	65 (35)	平成16.12.21	鉄 骨 造	2,663.62	1,609.10
	酒 田 第 二 幼 稚 園	若宮町二丁目 1 1 番 1 5 号	平成29. 4. 1	30 (10)	昭和56.10.20	鉄 骨 造	2,991.71	1,106.05
事業所内 届出保育施設	天 真 幼 稚 園	富士見町三丁目 2 番 1 1 7	平成31. 4. 1	120 (40)	平成9.2.25	鉄筋コンクリート	14,775.00	3,387.90
	オランジェリー 山形第 1 保育園	京田四丁目 1 番地の 1	平成27. 4. 1	19 [5]	平成25.11	鉄 骨 造	365.32	139.32
	あ き ほ 保 育 園	あきほ町 1 0 番地	平成 7. 4. 1	35	平成5.4.1	鉄筋コンクリート	1,901.57	376.17
	ニチイキッズ 酒田にいだ保育園	新井田町 1 4 番 1 6 号	平成29. 7. 1	18	平成29.5.31	鉄 骨 造	110.57	110.01
	オランジェリー 山形第 2 保育園	京田四丁目 1 番地の 8	令和元.10. 1	42	令和元.8.31	木 造	2,925.20	388.70
	保育ルームきらきら	中町 1 丁目 4 番 1 0 号	平成29.10.18	6	酒田市役所 中町庁舎 2 階のマザーズジョブサポート庄内に併設された施設			
	居宅訪問型保育事業 (ベビシッター)	各事業者の住所	令和5. 5. 30 令和5.12.25 令和8.1.21	各1	依頼主の自宅等で保育			

※()内の数値は全体定員数に占める 1 号認定の定員数、[]内の数値は全体定員数に占める地域枠の定員数

※区分「法人立」の法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社

表 3 施設入所児童の推移

(各年 4.1 現在、単位：人)

区 分	R4			R5			R6			R7			R8		
	利用 定員	入所 児童数	定員 充足率	利用 定員	入所 児童数	定員 充足率	利用 定員	入所 児童数	定員 充足率	利用 定員	入所 児童数	定員 充足率	利用 定員	入所 児童数	定員 充足率
公立保育所	640	467	73.0%	640	429	67.0%	640	379	59.2%	640	327	51.1%	420	260	61.9%
法人立保育所	1,390	1,111	79.9%	1,350	1,034	76.6%	1,170	950	81.2%	1,100	923	83.9%	1,090	878	80.6%
認定こども園(2号・3号)	884	811	91.7%	885	749	84.6%	854	739	86.5%	846	751	88.8%	842	730	86.7%
事業所内	20	9	45.0%	20	8	40.0%	20	5	25.0%	20	6	30.0%	19	4	21.1%
保育所等計	2,934	2,398	81.7%	2,895	2,220	76.7%	2,684	2,073	77.2%	2,606	2,007	77.0%	2,371	1,872	79.0%
認定こども園(1号)	426	261	61.3%	399	239	59.9%	307	239	77.9%	298	210	70.5%	233	188	80.7%
認可外保育所	113	46	40.7%	113	53	46.9%	113	46	40.7%	113	36	31.9%	95	34	35.8%
合 計	3,473	2,705	77.9%	3,407	2,512	73.7%	3,104	2,358	76.0%	3,017	2,253	74.7%	2,699	2,094	77.6%

※入所児童数に広域委託児童は含まない

※定員充足率は、各年度の利用定員で算出

表 4 保育所等年齢別入所人数

(各年 4.1 現在、単位：人)

区分	R6						R7						R8					
	公立	法人	認可	合計	年齢別 人口	入所 割合	公立	法人	認可	合計	年齢別 人口	入所 割合	公立	法人	認可	合計	年齢別 人口	入所 割合
0歳	4	39	25	68	382	17.8%	5	32	20	57	357	16.0%	6	38	23	67	344	19.5%
1歳	54	172	126	352	465	75.7%	40	156	119	315	389	81.0%	28	137	117	282	360	78.3%
2歳	71	177	149	397	491	80.9%	60	175	143	378	459	82.4%	40	157	136	333	382	87.2%
3歳	69	196	136	401	484	82.9%	66	180	151	397	490	81.0%	58	180	142	380	460	82.6%
4歳	91	196	148	435	544	80.0%	63	188	153	404	480	84.2%	66	182	156	404	494	81.8%
5歳	90	175	155	420	516	81.4%	93	198	165	456	543	84.0%	62	188	156	406	483	84.1%
合計	379	955	739	2,073	2,882	71.9%	327	929	751	2,007	2,718	73.8%	260	882	730	1,872	2,523	74.2%

※法人立保育園の入所児童数には、事業所内保育事業の入所児童数を含む

※認定こども園の入所児童数は 1 号認定を除く

※入所割合は当該年齢別人口に対する入所児童数の割合

表 5 延長保育の利用状況

(単位：人)

延長保育時間	R3	R4	R5	R6	R7
7 時～1 8 時 3 0 分	4,839	3,404	3,402	3,634	2,694
7 時～1 9 時	9,208	6,794	6,045	5,373	3,850
7 時～2 0 時	77	60	226	419	813
7 時 1 5 分～1 9 時	1,776	897	995	817	688
7 時 3 0 分～1 8 時 3 0 分					
7 時 3 0 分～1 9 時	8,334	6,770	6,858	3,944	4,667
計	24,234	17,925	17,526	14,187	12,712

※R6 以降については市立 5 園の実績と延長保育の補助申請があった法人立の実績の合計

表 6 一時預かり保育の利用状況

(単位：人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
利用人数	1,251	1,518	2,058	1,542	1,116

表 7 病児・病後児保育の利用状況（あきほ病児・病後児保育所）

(単位：人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
事前登録者数	239	182	266	263	262
利用実人数	141	103	130	136	122
利用延人数	542	387	610	506	478

表 8 休日等保育の利用状況（みなと保育園）

（単位：人）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
登録人数	21	18	18	11	8
利用延人数	14	48	75	44	37

表 9 保育料表 《令和 8 年度》

（１）幼児教育利用者（１号認定）負担額表

（R8.4.1 現在）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担(月額)
階層 区分	定 義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		保育料 0円
B	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税の場合はこの階層に含む)		
C	市町村民税所得割課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,101円未満	副食費有償 所得割課税額77,101円以上
D		所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	
E		所得割課税額 211,201円以上	

（２）保育利用者（２号・３号認定）負担額表

（R8.4.1 現在）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）			
階層区分	定 義	3歳児未満の場合		3歳児以上の場合	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		保育料 0円	
B	市区町村民税非課税世帯 （所得割課税額、均等割課税額ともに非課税）	0円 ※		副食費無償 所得割課税額57,700円未満 （ひとり親世帯等77,101円未満）	
C1	市区町村民税課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯（所得割非課税の場合は均等割課税の状態による）	均等割課税額のみ課税 又は 所得割課税額 24,300円未満			
C2		所得割課税額 24,300円以上48,600円未満		0円 ※	
D1		所得割課税額 48,600円以上72,800円未満		0円 ※	
D2		所得割課税額 72,800円以上97,000円未満		0円 ※	
D3		所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		22,250 円 （ 7,410 円）	21,950 円 （ 7,310 円）
D4		所得割課税額 169,000円以上235,000円未満		44,500 円 （ 14,830 円）	43,700 円 （ 14,560 円）
D5		所得割課税額 235,000円以上301,000円未満		49,000 円 （ 16,330 円）	48,100 円 （ 16,030 円）
D6	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満		51,000 円 （ 17,000 円）	50,100 円 （ 16,700 円）	副食費有償 所得割課税額57,700円以上 （ひとり親世帯等77,101円以上） （副食費は園により金額が異なります。）
D7	所得割課税額 397,000円以上		71,000 円 （ 23,660 円）	69,700 円 （ 23,230 円）	

（ ）は、第２子の負担額

【保育料の軽減】

- ①幼児教育・保育の無償化により令和元年 10 月 1 日以降は、市区町村民税非課税者と 3 歳児以上の全ての児童の保育料が無償化。ただし、3 歳児以上は保育施設独自の費用や副食費の負担が必要。
- ②山形県と本市の施策（保育料の段階的負担軽減）により、令和 3 年 9 月 1 日以降は、市町村民税税額控除前所得割額が 97,000 円未満世帯の 3 歳未満の保育料が無償化。さらに令和 7 年 4 月 1 日以降は、市町村民税税額控除前所得割額が 97,000 円以上 169,000 円未満世帯の 3 歳未満の保育料を軽減している。
- ③保育料の多子カウントによる減免は、生計を一にしているきょうだい全員が多子カウントの対象（年齢制限なし）となり、2 歳児以下の第 2 子と判定される児童の利用者負担額は 3 分の 2 減免（3 歳児以上は無償化の対象）。第 3 子以降は保育料が無償化。

2. 幼稚園

本市の私立幼稚園は、平成 29 年 4 月にアテネ幼稚園、若草幼稚園、浄徳幼稚園、酒田幼稚園及び酒田第二幼稚園の 5 園が、平成 31 年 4 月に天真幼稚園が認定こども園へ移行し、全ての私立幼稚園が認定こども園となった。

3. 児童センター

児童センターでは、遊びの場の提供を通じた児童の健全育成と親子の居場所づくりに努めている。昭和 57 年の開設以降、児童をはじめ、就学前の幼児やその保護者、育児サークル等、多くの方が利用している。

乳幼児や児童及びその保護者を対象に、年齢層によって異なるニーズに対応した子育て支援事業を企画、実施している。

平成 18 年 3 月に酒田市交流ひろば内に移転し、乳幼児と児童の遊び場として、多くの市民から親しまれている。また、子育て中の保護者同士の交流のほか、児童厚生員が子育て相談に対応しており、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図っている。

また、令和 6 年から小学校の長期休暇期間に合わせて、総合文化センターコミュニティールームを小学生以下の児童に無料開放している（愛称：あのもしえパーク）。空調が効いており、天候に左右されることなく思い切り体を動かすことができるスペースとして好評を得ている。

表 10 児童センター利用状況

（単位：日、人、件）

区分		R3	R4	R5	R6	R7
開館日数		275	359	360	358	359
一般利用	児童	629	1,037	2,968	2,843	3,448
	幼児	4,332	6,548	10,040	10,662	11,581
	大人	4,185	6,596	10,682	10,854	11,658
	団体	0	0	114	219	217
	計	9,146	14,181	23,804	24,578	26,904
相談件数		54	106	133	94	39

表 11 あのもしえパーク利用状況

（単位：人）

区分	R6利用者数	(うちイベント時)	R7利用者数
児童	1,092	(268)	1,019
幼児	820	(266)	399
大人	1,228	(386)	922
計	3,140	(920)	2,340

※利用者数は 5 月 1 日～翌年 4 月 30 日までの実績

4. 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

夫婦共働きや核家族化が進んだことに伴い、小学校に入学した児童の放課後の健全育成及び安全確保に対する支援へのニーズが増しており、児童数の減少に比べて学童保育所利用児童数の減少は緩やかになっている。

平成 13 年度からは市の委託事業として、平成 19 年度からは指定管理者制度も導入して事業を実施している。

施設整備を計画的に行うとともに、委託料における障がい児加算の増額など、施設・運営費両面から障がい児等の受入環境の整備に努めている。

表 12 放課後児童健全育成事業の状況

(各年 4.1 現在、単位：人)

学童保育所名	開設年度	R4	R5	R6	R7	R8
浜田学区学童保育所	S57	64	63	63	59	61
松陵学区学童保育所	H6	62	60	68	68	67
泉学区第 1 学童保育所	H10	76	78	81	75	76
十坂学区学童保育所	H10	59	46	42	50	68
松原学区第 1 学童保育所	H11	87	87	85	84	82
南平田学童保育所	H11	78	82	82	74	83
富士見学区学童保育所	H12	85	85	85	84	91
若浜学区第 1 学童保育所	H15	84	75	83	77	83
西荒瀬学童保育所	H16	28	27	25	34	21
琢成学区学童保育所	H18	72	67	68	75	53
宮野浦学区第 1 学童保育所	H18	33	52	52	35	50
新堀学童クラブ	H20	25	23	19	12	14
八幡学童保育所	H20	31	47	51	53	43
松原学区第 2 学童保育所	H20	87	87	86	84	82
泉学区第 2 学童保育所	H21	42	42	43	39	39
広野地区学童保育所	H21	31	29	34	28	28
鳥海学童クラブ	H21	37	41	47	49	57
浜中学区学童保育所	H22	10	10	14	16	11
松山学童保育所	H23	34	27	31	32	36
平田学区学童保育所	H25	40	42	36	32	37
黒森学区学童保育所	H27	25	23	20	19	12
亀ヶ崎学区第 1 学童保育所	H29	72	73	72	72	71
亀ヶ崎学区第 2 学童保育所	H29	57	54	56	55	56
若浜学区第 2 学童保育所	R3	42	39	41	38	39
宮野浦学区第 2 学童保育所	R3	21	24	19	20	0
合 計		1, 282	1, 283	1, 303	1, 264	1, 260

5. 子育て支援センター

子育て家族が楽しく遊べる「遊びの場」、子育て中の親同士が交流する「集い・出会いの場」、育児の不安や疑問を相談する「相談の場」、そして子育てや地域のいろいろな情報を発信する「情報提供の場」として、関係機関や団体と連携しながら子育て支援事業を展開している。

表 13 施設一覧

施 設 名	併 設 保 育 園	開 設
酒田子育て支援センター	みなと保育園	平成13年11月
八幡子育て支援センター	八幡保育園	平成15年12月
松山子育て支援センター	松山保育園	平成15年 4月
平田子育て支援センター	平田保育園	平成15年 4月
西荒瀬子育て支援センター	西荒瀬保育園	平成16年 4月

表 14 育児相談件数及び利用者数（保護者等含む）の推移（単位：人）

区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
育児相談件数	306	414	369	274	201
酒田子育て支援センター	79	75	102	158	107
八幡子育て支援センター	89	100	132	51	22
松山子育て支援センター	60	64	80	19	28
平田子育て支援センター	35	25	35	32	22
西荒瀬子育て支援センター	43	150	20	14	22
利用者数	13,187	15,754	18,879	16,806	16,698
酒田子育て支援センター	8,946	10,537	12,513	12,381	12,162
八幡子育て支援センター	1,391	1,767	2,095	625	1,196
松山子育て支援センター	864	1,517	1,956	506	763
平田子育て支援センター	1,766	1,630	1,974	3,022	1,986
西荒瀬子育て支援センター	220	303	341	272	591

6. つどいの広場

主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、交流を深める場として、子育てに関する相談や情報提供、育児に関する講座などの事業をNPO法人に委託して実施している。

商店街の空き店舗を拠点に活動しているが、平成26年度より「出張ひろば」として、地域に出向いての事業も行い、より利用しやすい環境をつくった。

表 15 育児相談件数及び利用者数の状況（単位：人）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
育児相談件数	977	761	725	72	75
つどいの広場	909	670	647	57	61
出張ひろば	68	91	78	15	14
利用者数	1,699	1,846	1,958	2,328	2,494
つどいの広場	1,526	1,510	1,676	1,864	1,957
出張ひろば	173	336	282	464	537
1日平均利用者数	6.0	5.1	5.4	6.4	6.9
つどいの広場	6.4	4.9	5.4	6.1	6.4
出張ひろば	4.1	6.2	5.2	8.6	9.9

7. ファミリー・サポート・センター

育児と労働の両立を応援するために、育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、小学生までの児童を対象とした育児に関する相互扶助活動を行う組織として、平成9年に事業を開始した。

令和3年度からはNPO法人に委託して土曜・日曜・祝日も運営することで、子育て世代の利便性の向上を図っている。

少子化により会員数は減少傾向にあるが、延長保育や一時保育などの子育て環境の充実に伴い、送迎を伴う援助に対するニーズが高まってきている。

表 16 会員数の状況

(単位：人)

区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
利用会員	277	258	250	242	237
協力会員	33	36	42	46	20
両方会員	10	12	10	12	10
合計	320	306	302	300	267

表 17 利用受付状況

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
保育施設等の開始前の預かり・送迎	6	0	35	74	156
保育施設等の終了後の預かり・送迎	92	36	38	4	26
子どもの病気時の預かり・送迎	0	0	2	0	1
子どもの習い事等の送迎	150	120	198	369	228
保護者の仕事のときの預かり・送迎	35	26	20	116	142
その他（保護者の用事、体調不良）	20	47	85	111	44
合計	303	229	378	674	597

8. 家庭支援事業

少子化や核家族化など社会環境の変化、子育て等に対する不安や負担感、発達にかかわる課題、ヤングケアラーほか子どもたちをめぐる経済的困窮など、子どもたちや家庭の抱える困難に対し、一体的な支援を実施するため、令和5年4月「酒田市こども家庭センターぎゅっと」をこども未来課に設置した。こども家庭センターでは、家事育児支援、ショートステイ等、以下の事業を行う。

(1) 子育て世帯訪問支援事業（令和5年度～）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家事や育児支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

表 18

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用家庭数	1世帯	3世帯	2世帯
利用日数(延)	1日	75日	74日

(2) 多胎児養育支援員派遣事業

双子など多胎の乳幼児のいる家庭に支援員を派遣し、日常の育児や通院などの外出等の支援を行う。

表 19

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	3人	3人	3人
利用日数(延)	24日	35日	106日

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合など、実施施設で養育・保護を行う。

表 20

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
子（2歳未満）	利用者数	3人	1人	0人
	利用日数(延)	11日	4日	0日
子（2歳以上）	利用者数	1人	1人	4人
	利用日数(延)	2日	3日	16日
緊急一時保護の母親等	利用者数	1人	0人	0人
	利用日数(延)	28日	0日	0日

9. 児童虐待防止に関する相談対応

児童虐待に対する全国的な関心の高まりを受け、体制の強化が国や地方公共団体にもとめられてきている。本市では、平成18年2月に要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関と共同で、情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を設置した。また、令和5年4月に立ち上げた「酒田市こども家庭センターぎゅっと」において児童福祉に関する総合相談や虐待相談を受けつけるほか、令和6年の改正児童福祉法等の施行を受けて、子ども家庭支援員や保健師を配置し、事案の早期発見・子どもへのケア・自立支援等に努めてゆく。

児童虐待の認定件数は、核家族化など状況変化から、子育てへの不安や負担を感じている世帯や、各分野の横断的な支援を必要とするような事例が多くなっているため、困難世帯や特定妊婦等の把握に努めるとともに、支援に向けた、福祉、保健、医療等の各機関の連携、協力を推進する。

表 21 児童虐待相談等件数集計

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
○通告・相談件数		31		42		56		43		42	
虐待相談(通告)		22		25		41		26		29	
特定妊婦		9		9		13		12		9	
養護相談		0		8		2		5		4	
○児童虐待認定件数(酒田市)		12		15		32		12		17	
対 応 別	児童相談所送致等	2		5		5		0		2	
	(経過観察・助言指導)	(0)		(0)		(1)		(0)		(0)	
	(一時保護)	(2)		(3)		(4)		(0)		(1)	
	(措置)	(0)		(2)		(0)		(0)		(1)	
	相談・助言等(こども未来課等)	10		10		27		12		15	
		通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
○虐待通告児童数		22	12	25	15	41	32	26	12	29	17
男 女 別	男児	9	6	14	9	22	15	14	5	17	9
	女児	12	6	11	6	19	17	12	7	12	8
	性別不詳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年 齢 別	0～3歳未満	2	1	1	0	11	6	4	1	0	0
	3歳～就学前	9	6	10	4	14	10	10	5	8	2
	小学生	8	4	9	7	13	13	8	4	17	12
	中学生	1	1	5	4	3	3	4	2	3	3
	高校生等	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	年齢不詳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虐 待 種 別	身体的虐待	13	8	14	9	15	11	10	4	20	10
	ネグレクト	6	4	4	2	8	5	7	4	2	1
	心理的虐待	3	0	7	4	17	15	9	4	6	6
	性的虐待	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
虐 待 者 続 柄	実父	14	9	11	9	13	9	11	7	11	8
	実父以外の父	1	0	2	1	1	1	1	1	4	2
	実母	5	3	12	5	27	22	11	3	13	6
	実母以外の母	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他(同居の親族等)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	不明	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0

対応状況

単位：人

区分		令和５年度	令和６年度	令和７年度
児童虐待件数		32	12	17
対応別	児童相談所送致等	5	0	2
	経過観察・助言指導	1	0	0
	一時保護	4	0	1
	措置	0	0	1
相談・助言等		27	12	15

表 22【参考】「家庭児童相談室」における相談実績

区分		年度	R02	R03	R04	R05	R06	R07
養育相談	児童虐待相談		41	12	14	29	12	17
	その他の相談		151	172	121	115	93	79
保健相談			0	2	1	0	1	0
障がい相談	肢体不自由相談		0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談		0	0	1	0	0	0
	言語発達障害等相談		0	3	0	0	0	0
	重症心身障害相談		0	0	1	0	0	0
	知的障害相談		0	0	0	0	0	0
	発達障害相談		2	3	10	3	0	2
非行相談	ぐ犯行為等相談		0	2	0	3	2	0
	触法行為等相談		0	0	0	0	6	0
育成相談	性格行動相談		18	12	12	8	1	2
	不登校相談		4	7	11	7	8	11
	適性相談		0	0	0	0	0	2
	育児・しつけ相談		11	17	12	18	14	16
その他の相談			55	116	188	208	252	246
計			282	346	371	391	389	375

※相談の分類や相談数積算はおもに従来の報告例によるため表 20 の数値と異なる場合がある。

10. 児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

令和６年度に高校生年代まで拡大、多子加算の拡充、所得制限の撤廃（特例給付の廃止）等の制度改正が行われ、現在は、児童の年齢区分により、以下の手当（児童１人あたり・月額）を保護者に支給している。

（１）０～３歳未満／第１～２子 15,000 円、第３子以降 30,000 円

（２）３歳～高校生年代／第１～２子 10,000 円、第３子以降 30,000 円

表 23 支給対象となる児童の数及び受給者数

(1) 支給対象となる児童の数

(各年度2月末現在、単位：人)

年度	区分		第1子	第2子	第3子以降	計
令和3年度	被用者	全体	4,280	3,119	992	8,391
		うち特例給付	150	129	51	330
	非被用者	全体	551	394	149	1,094
		うち特例給付	23	17	6	46
	計	全体	4,831	3,513	1,141	9,485
		うち特例給付	173	146	57	376
令和4年度	被用者	全体	4,076	2,886	906	7,868
		うち特例給付	71	60	18	149
	非被用者	全体	508	355	136	999
		うち特例給付	8	8	4	20
	計	全体	4,584	3,241	1,042	8,867
		うち特例給付	79	68	22	169
令和5年度	被用者	全体	3,899	2,762	854	7,515
		うち特例給付	72	49	16	137
	非被用者	全体	515	355	139	1,009
		うち特例給付	8	9	8	25
	計	全体	4,414	3,117	993	8,524
		うち特例給付	80	58	24	162
令和6年度 (制度改正後)	一般受給 資格者	被用者	4,930	3,104	1,096	9,130
		非被用者	701	404	182	1,287
	施設等受給者					3
	計		5,631	3,508	1,278	10,420
令和7年度	一般受給 資格者	被用者	4,840	2,978	1,056	8,774
		非被用者	659	370	166	1,195
	施設等受給者					2
	計				1,122	9,971

◆令和5年度以前は、一般受給資格者と施設等受給資格者を合計した数値

(2) 受給者数

(各年度2月末現在、単位：人)

区分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (制度改正後)	令和 7 年度
一般受給資格者	被用者	全体	5,130	4,857	4,681	5,452	5,291
		うち特例給付	202	99	92		
	非被用者	全体	684	632	622	769	722
		うち特例給付	29	11	11		
施設等受給者		全体				2	2
計		全体	5,814	5,489	5,303	6,223	6,015
		うち特例給付	231	110	103		

◆令和5年度以前は、一般受給資格者と施設等受給資格者を合計した数値

11. 子育て支援医療給付事業

子どもの健康な発育を支援するとともに、次世代を担うべき子どもを生み育てやすい社会環境を整備することを目的とし、医療費の自己負担を助成する。

平成 21 年度からは、助成対象を就学前児童から中学生まで拡大して実施した（小学生、中学生は入院医療費のみ助成）。また、所得制限を撤廃するとともに、入院医療費については、全員無料としている。これにより、事業名称を「乳幼児医療給付事業」から「子育て支援医療給付事業」に変更した。さらに、平成 24 年度から所得税課税世帯の就学前児童について通院医療費の一部負担をなくし、平成 25 年度からは小学 1 年～3 年生まで、平成 26 年度からは小学 4 年～6 年生まで、平成 27 年度からは中学 1 年～3 年生までの通院医療費も無料としている。そして、令和 5 年 7 月からは 18 歳の年度末（3 月 31 日）までの入院医療費及び通院医療費を無料としている。

表 24 子育て支援医療給付状況

年度	事業区分	対象者数 人	件数 件	対象額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	給付額 円
R3	総数	10,224	132,086	277,050,683	6,775,556		270,275,127
	うち県補助対象分		90,834	192,753,434	6,416,615	0	186,336,819
	うち市単独分		41,252	84,297,249	358,941		83,938,308
R4	総数	9,842	130,124	264,935,945	4,778,084		260,157,861
	うち県補助対象分		88,534	178,666,319	4,379,776	0	174,286,543
	うち市単独分		41,590	86,269,626	398,308		85,871,318
R5	総数	11,637	169,355	351,700,705	7,374,995		344,325,710
	うち県補助対象分		107,156	215,823,661	4,781,985	0	211,041,676
	うち市単独分		62,199	135,877,044	2,593,010		133,284,034
R6	総数	11,212	171,032	343,547,507	8,860,042		334,687,465
	うち県補助対象分		96,189	179,850,218	5,683,788		174,166,430
	うち市単独分		74,843	163,697,289	3,176,254		160,521,035
R7	総数	10,753	154,711	316,463,545	6,767,447		309,696,098
	うち県補助対象分		86,046	165,624,550	6,166,092		159,458,458
	うち市単独分		68,665	150,838,995	601,355		150,237,640

※ 県補助対象は、H20 年 7 月診療分から所得制限緩和の改正あり。

※ 県補助対象は、H24 年 7 月診療分から所得制限撤廃の改正あり。

※ 県補助対象は、H26 年 7 月診療分から小学 1 年～3 年生の通院医療費まで拡大の改正あり。